

障害者活躍推進計画に基づく取り組みの実施状況

令和3年7月
新宮市（議会事務局）

新宮市では、障害者雇用促進法に基づき「障害者活躍計画」を策定しています。
つきましては、障害者雇用促進法第7条の3第6項の規定により、同計画に基づく取り組みの実施状況について、次のとおり公表します。

計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
当該実施期間	令和2年4月～令和3年7月
目標に対する実績	議会事務局職員は、全員が市長部局からの出向者であり、障がい者である職員が在籍していないことから、特段の取り組みは行っていないが、今後も市長部局等との連携を図り、障がい者の雇用と活躍の推進に関する職員の理解の促進に努める。
取組内容の実施状況	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進の責任者として「障害者雇用推進者」を設置。 ○「障害者雇用推進会議」を開催し、関係課、関係機関と情報共有・意見交換を実施。 ○小規模な機関であるため独自の相談体制は構築せず、障害者雇用推進者を窓口とした市長部局との連携による相談体制を整備。 ○障がい者である職員に直接関係するものではないが、難聴者の議会傍聴に対する支援について職場内で確認を行い、広報を実施。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	中途障がいにより、従来の業務遂行が困難となった職員がいなかったため、職務の選定及び創出の必要性が生じなかった。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	環境整備や人事管理等、必要な配慮等の有無の把握等が必要な障がい者である職員がいなかったため、必要性が生じなかった。
4. その他	障害者就労施設等への発注等が可能な業務が見つからず、実績はなかったが、職場内において優先調達に関する認識を共有。